

# 産業廃棄物等収集運搬処分業務仕様書

業務の実施に当たっては、この仕様書により実施するものとし、ここに記載されていない細部の事項については、発注者、受注者で協議し決定するものとする。

(物品数量)

1 対象となる物品の数量は別紙のとおりとする。

(集積場所)

2 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号  
埼玉県衛生会館(3階、地下1階)

(作業日時)

3 契約日から令和5年3月30日(木)

(収集日)

4 収集日は打合せの上決定する。

令和5年3月18日(土)、19日(日)を予定(予備日3月20日(月))

(収集運搬車両)

5 収集運搬車両

車両総台数及び積載量については制限しない。

(見積金額内訳書)

6 見積金額の内訳は廃棄物処分費と、人件費も含めた収集運搬費の2つの費用による。

(マニフェスト)

7 発注者は、受注者に廃棄物の収集・運搬及び処理を委託する際に、マニフェストを交付し、廃棄物の処理について管理するとともに、受注者は委託された廃棄物を法令に基づき、適正に処理しなければならない。

(委託業務終了時の報告)

8 受注者は発注者から委託された産業廃棄物等の処理を完了したときは、業務完了報告書を作成して発注者に提出しなければならない。ただし、業務完了報告書はマニフェストの提出をもって代えることができる。

(処理状況の報告)

9 発注者は必要があると認めるときは、受注者に対して処理状況に関する報告を求めることができる。

(臨時の措置)

10 業務上緊急に必要と認められる場合、発注者及び監督員は、受注者と協議の上、所要の措置を求めることができる。

(業務上の留意点)

11 作業に当たっては、職員、通行人等第三者に危害を加えたり、建物、備品等に損傷を与えたりしないよう、十分に注意しなければならない。

(環境の確保)

12 作業に当たっては、作業場所及び集積場所の清掃を行い、環境の確保に努めるもの

とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 13 受注者は発注者の承諾を得なければ、この契約にかかる権利又は義務を他人に譲渡し若しくは担保に提供し、又は引き受けさせてはならない。

(再委託の禁止)

- 14 受注者は、委託を受けた産業廃棄物等の全部又は一部の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、契約期間中やむを得ない事由により処理業務を他人に委託せざるをえないときは、受注者があらかじめ発注者から書面による承諾を得て法令に定める再委託の基準に従って行う場合はこの限りでない。

(業務委託料及び支払方法)

- 15 発注者の委託する産業廃棄物等の収集運搬及び処分業務に関する業務委託料については、契約により定める。

(秘密の保持)

- 16 発注者・受注者はこの契約に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(関係法令の遵守)

- 17 廃棄物の収集・運搬・処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及び関係する法令を遵守すること。

なお、受注者は、その事業の範囲を、廃棄物処分業許可証の写しを発注者に提出することにより、その内容を明らかにしなければならない。また、その後、許可内容等に変化があった場合も同様とする。

(その他)

- 18 棚・ロッカー等について、耐震固定金具により床、壁面、物品同士で固定されているものは、搬出時に取り外すこと。
- 19 書類の処分は溶解処理をすること。
- 20 搬出場所の上下階の移動は階段を利用すること。(エレベータ設備なし)
- 21 受注者は、移動作業従事者に制服、名札、腕章などを着用させることにより、当該従事者であることを発注者が認識できるようにすること。
- 22 物品移動作業に直接関係のない場所には、立ち入らないこと。
- 23 敷地内は禁煙とし、防火には特段の注意を払うこと。
- 24 本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議を行い、作業を実施すること。
- 25 作業予定日は、別業者が対象物品以外の搬出作業を実施する場合がある。